

玉掛け技能講習のご案内

兵庫労働局長登録教習機関（兵労基安第 22 号）登録有効期間 令和 11 年 3 月 30 日

一般社団法人兵庫労働基準連合会神戸東事務所

労働安全衛生法第 61 条、同施行令第 20 条第 16 号、クレーン等安全規則第 221 条により、吊り上げ荷重 1 トン以上のクレーン、移動式クレーン、デリックの玉掛け業務には、玉掛け技能講習修了の資格が必要です。

年間予定 講習日は、概ね 3 か月前に決まり次第●の欄の月に記載いたします

		2 月
学科	1 日目 両コース 8:50-17:00	19 日(水)
	2 日目 19H コース 8:50-16:10 15H コース 12:50-16:10	20 日(木)
実技	両コース 8:20-17:55	22 日(土)
学科講習会場		②
実技講習会場	(株)神戸製鋼所神戸線条工場	

講習会場

① (株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティーセンター

神戸市灘区浜田町 4 - 1

JR「六甲道駅」

より南へ徒歩約 15 分

阪神「新在家駅」

より南へ徒歩 7 分

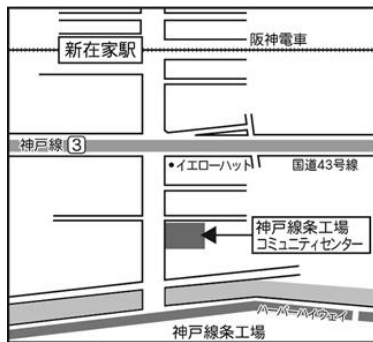
② 神戸東労働基準協会

神戸市中央区八幡通 3 丁目 2 - 5

I N 東洋ビル 6 階

各線「三宮駅」下車

南へ徒歩約 8 分



※ 講習日程により、学科会場は異なりますのでご確認ください

実技:(株)神戸製鋼所神戸線条工場 神戸市灘区灘浜東町 2(詳細は、学科の際にお伝えします)

受講資格と料金(消費税込)(請求書は、web 申し込みマイページより、ダウンロード出来ます)

受講コース	合計		受講料	テキスト
19H コース クレーン免許等未取得者	23,430 円	内訳	22,000 円	1,430 円
15H コース クレーン免許等取得者	21,230 円		19,800 円	

※クレーン免許等とは

免許所持者:クレーン・デリック、移動式クレーン、揚貨装置、運転士

技能講習の修了者:床上操作式クレーン運転、小型移動式クレーン運転

※注1 玉掛け実務経験者等の免除の取扱いはしていません

※注2 実技講習における合図免除の取扱はしていません

受講料は、申込日から15～20日以内をメドに下記口座へ振込願います。振込手数料はご負担下さい。

振込口座(みなと銀行 三宮支店 普通口座 1756989 ｼﾞｬ) 兵庫労働基準連合会神戸東事務所)

申込方法及び注意事項

- 受講申込みは、神戸東労働基準協会のホームページから、[兵庫労働基準連合会・協会 web 予約システム](#)へ進み、お申込ください
- 注) 予約入力時外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等に記載の氏名を入力下さい
- 受講者の写真データ(ファイル形式 jpg)
申請前6か月以内、上三分身正面脱帽、無背景、鮮明なカラー写真
修了証に使用しますので、常識的な範囲で証明写真に準じるものをアップロードください
(満面の笑顔や顔が斜めになっているものは不可)
- 15Hコース申請者は、資格証明書のデータ(ファイル形式:jpg,png,gif,pdf)をアップロードください
- 申込確定後は、キャンセルをされる場合でも、受講料等は返金できません
- 申込確定後、取り消し、次回への変更はできませんが、
受講日5日前までは、受講者の変更は受付ますので、ご連絡ください
- 遅刻・早退は法廷時間不足のため、修了証の交付はできません
- 講習会場には公共交通機関でお越し下さい(自転車、単車、自動車等の駐車場所はありません)
- 各受講者の個人情報当事務所が安全に管理し、本講習の目的以外に使用致しません

定員 各回20名(変更する場合があります) 締切講習会初日の10日前 ただし、定員になりましたら締め切ります

受講資格 満18歳以上

受講時準備品

受講票、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、在留カード等)

15Hコース受講者は、クレーン等の免許証・技能講習修了証の原本、

筆記用具(黒鉛筆、消しゴム)、電卓(スマホ等の電卓機能は使用不可) 昼食等、印鑑

※ 実技受講時服装 ヘルメット、長袖作業服上下、安全靴、脚絆(きゃはん)、保護メガネ、手袋

講習内容

	講習科目	講習時間
学科	クレーン等に関する知識	1.0H
	クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識	3.0H
	クレーン等の玉掛けの方法	7.0H
	関係法令	1.0H
	修了試験	1.0
実技	クレーン等の玉掛け	6.0H
	クレーン等の運転のための合図	1.0H
	修了試験(質量目測・玉掛用具の選定含む)	1.0H

カリキュラム

学科				
	時間	講習科目	規定時間数	受講対象
1日目	8:30-8:50	受付		全員
	8:50-9:00	オリエンテーション		

	9:00-12:10	クレーン等の玉掛けの方法(10分休憩含む)	3.0H	
	12:10-12:50	昼食休憩		
	12:50-17:00	クレーン等の玉掛けの方法(10分休憩含む)	4.0H	
2日目	8:30-8:50	受付		19H コース
	8:50-9:00	オリエンテーション		
	9:00-12:10	クレーン等の玉掛けに必要な力学	3.0H	
	12:10-12:50	昼食休憩 [15H コース 12:20 より受付]		
	12:50-13:50	クレーン等に関する知識	1.0H	全員
	13:50-14:00	休憩		
	14:00-15:00	関係法令	1.0H	
	15:00-15:10	休憩		
	15:10-16:10	<修了試験>	1.0H	
実技				
	8:00-8:20	受付		学科試験合格者
	8:20-8:30	オリエンテーション		
	8:30-9:00	質量目測及び用具の選定(講義)	0.5H	
	9:00-9:30	質量目測及び用具の選定(試験)	0.5H	
	9:30-10:30	合図の方法(運転のための合図)	1.0H	
	10:30-10:35	休憩		
	10:35-11:35	クレーン等の玉掛け(基本作業)	1.0H	
	11:35-12:35	クレーン等の玉掛け(応用作業)	1.0H	
	12:35-13:15	昼食休憩		
	13:15-16:50	クレーン等の玉掛け(応用作業)(5分休憩含む)	3.5H	
	16:50-16:55	休憩		
	16:55-17:55	<修了試験>	1.0H	

技能講習等の修了証への旧姓等の併記ができるようになりました。

労働安全衛生規則の改正により、令和4年4月1日から修了証の様式が変更となり、氏名欄に旧姓を使用した氏名又は通称を併記できるようになります。

Web 受付により申し込まれる場合

旧姓を使用した氏名又は通称の併記を希望される方は、以下の手順にて手続きをお願いします。

①氏名の入力

Web による申し込みの際、戸籍上の名前と括弧書きの旧姓を使用した氏名又は通称を、入力してください。

戸籍上の名前が 神戸 太郎 で、旧姓を使用した名前が 兵庫 太郎 の場合の記載例： 神戸 太郎 (兵庫 太郎)

②証明書類の提出

旧姓又は通称が確認できる書類を講習初日にご持参ください。

旧姓の場合：戸籍抄本（コピー不可）、住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、旧姓が確認できるもの

通称の場合：住民票（コピー不可）等の公的機関の証明書で、通称が確認できるもの

尚、自動車免許証又はマイナンバーカード等で確認出来る場合は、原本と写しを講習初日にご持参ください。原本確認のうえ、写しの提出を頂きます。

※証明書類による確認が出来ない場合は、記載できません。

